

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- ・当社は、企業価値向上のために経営の透明性と意思決定の迅速化を図り、また、株主及び投資家の皆様への速やかな情報開示を行うことを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考えております。
- ・当社は、企業の社会的責任を重視し、株主・お客様・取引先・従業員・地域社会など全てのステークホルダーに信頼され続けることこそが、今後の事業発展に不可欠と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-3 株主総会開催日の適切な設定】

当社は、株主総会をいわゆる集中日に開催しておりますが、適正な財務報告作成と、高品質な監査のための十分な時間確保の観点からも、決算業務日程の前倒しは困難な状況にあり、集中日開催を継続する結果となる見込みであります。中長期的には、株主との対話の充実に向け、株主総会開催日程の前倒しにも取り組んでまいります。

【補充原則1-2-4 議決権電子行使環境の整備・招集通知の英訳】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っておりません。今後については、海外投資家の比率等を勘案し、招集通知の英訳等についても検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

当社は、現在外国人の持株比率が約1%であり、英語での情報の開示・提供を行っておりません。今後その比率が増加した場合には、英語での情報の開示・提供についても検討してまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】

当社は、現時点で独立社外者のみを構成員とする会合等は開催しておりませんが、独立社外取締役の意見に基づき、代表取締役に説明や改善を求めるなど、会社の持続的成長と企業価値の向上に取り組んでおります。今後当社は、取締役等と対話する機会を増やすなど、独立社外取締役が業務執行状況をより正確に把握できる環境の整備を検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、社外取締役等の意見に基づき、取締役会の実効性についての審議を行い、運営方法の改善等を行っております。各取締役の自己評価をベースとした分析、評価及びその結果の概要に係る開示については、今後の検討課題として認識しております。

【補充原則4-12-1 取締役会における審議の活性化】

当社は、定例取締役会に加え必要に応じて臨時取締役会を開催しており、新任の役員については、年間のスケジュールと予想される審議事項を配付し、取締役会に出席しやすい状況を確認しております。また、取締役会の議案を原則1ヶ月前には配布し、重要案件に関しては代表取締役が資料を持参の上事前説明を行い、疑義が生じた議案については事務局が回答するなど、審議に必要な情報を事前に提供した上で、十分な審議時間を確保しております。

なお、現在は社外役員への全ての資料の事前配布を行ってはおきませんが、今後要望があれば資料の事前配布を行います。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、今後の経営環境の変化を踏まえながらより収益力の高い企業を目指すことを基本方針としております。現段階において中期経営計画を公表してはおりませんが、可能な範囲で中期目標水準を明示するとともに、経営戦略や具体的な施策について、株主様のご理解を得ることに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、保有先企業の動向、取引の状況、当該保有株式の市場価額等の状況を踏まえて、当該企業との安定的な取引関係の維持・強化を図ることにより、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合に、政策保有株式を保有することを基本方針としております。また、政策保有株式については、取締役会において定期的に保有の合理性を検証いたしております。

同株式に係る議決権行使については、発行会社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうか、また、当社への影響などを総合的に判断し行使することを、議決権行使の基準としております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会において社外取締役や監査役からの意見を求め審議した上で承認を得ることとしており、該当する役員については、特別利害関係人として当該決議の定足数から除外しております。また、全ての役員に対し、関連当事者間の取引の有無を確認する調査を毎期実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営計画

当社は、経営理念や経営戦略等を決算短信等にて開示し、これを当社ホームページにも掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスの基本方針

当社は、コーポレートガバナンスの基本方針を、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

当社は、取締役の報酬等については、株主総会決議に基づく限度額の範囲内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に勘案し、取締役会に付議した後、代表取締役に一任し決定しております。

(4)取締役会が取締役及び監査役候補者の選任を行うにあたっての方針と手続

当社は、取締役候補者については、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する人物で、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有する事などを基準に選定し、取締役会で決定しております。また、監査役候補者については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的、客観的に監査を行うことができるかを基準に選定し、監査役会での同意を得た上で、最終的に取締役会で決定しております。なお、執行役員候補者については、会社の業務に精通し、実行力及び見識に優れ、職務を遂行するのにふさわしい者を常勤役員会の推薦に基づき、取締役会の決議により選任しております。

(5)取締役会が取締役及び監査役候補者の選任を行う際の個々の選任についての説明

当社は、取締役及び監査役候補者の略歴等に加え、社外取締役及び社外監査役候補者の選任理由を、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての常勤役員会及び執行役員制度を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。

取締役会は、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた付議事項について決定しており、また、常勤役員会は、常勤取締役及び各担当執行役員他で構成され、取締役会で決定された方針について協議するとともに、重要な案件については、事前に審議、検討を重ねた上で取締役会に付議しております。

執行役員を含めた経営陣幹部の決裁権限については、事務決裁規程に詳細に定められております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役総数5名の3分の1以上にあたる2名が社外取締役で、いずれの社外取締役も独立性の基準を満たし、また、その豊富な経験と高い見識に基づき取締役会で有益な発言を行っており、独立社外取締役として、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するとの役割と責務を十分に果たしていると考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準をもとに、取締役会で審議検討を行い選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識等のバランス・多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社の事業規模を踏まえ、各部門の業務に精通し、機動性のある業務執行を行うことができる業務執行取締役と、豊富なビジネス経験と幅広い見識を有し、経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成することを基本的な考え方としております。また、取締役の選任に関しては、当社の企業価値向上に資する候補者であるかを基準とし、取締役会において十分に審議の上決定しております。

【補充原則4-11-2 社外役員等の兼任状況】

当社は、取締役及び監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。兼任状況については、社外取締役2名及び社外監査役1名が、他の上場会社等の取締役を兼任し、また、社内取締役1名が関係会社等の役員を兼任しておりますが、その数は合理的な範囲にとどまっていると判断しており、常勤監査役及び社外監査役1名は、他の上場会社等の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、社外からの新任役員に対しては、当事業説明や事業所見学等、当事業への理解を深める機会を提供し、また、社内からの新任役員に対しては、役員として必要な知識習得のため、外部セミナー等に参加する機会を設けており、就任後においても、取締役は外部研修会等に、また、監査役は監査役協会主催の研修会等に参加し、更なる知識の充足や更新に努め、その費用については当社にて負担することを基本方針としております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との良好かつ建設的な関係構築に向けた対話をIR活動を通じて実施しており、IR担当責任者を執行役員総務部長とし、関連部門とも連携しながら、適切な対話ができる体制を構築いたします。また、開示情報は当社ホームページにも掲載し、IR活動で得られた株主の意見は、適宜経営トップや関連部門へのフィードバックを行うことにより情報の共有化を図るとともに、社内規程に基づきインサイダー情報の管理に留意してまいります。今後は、必要に応じ決算説明会を開催するなどして、引き続き株主との対話に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社東京ドーム	4,198,966	23.76
株式会社松尾工務店	3,544,815	20.06
神奈川県	1,296,829	7.34
横浜市	966,787	5.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	812,000	4.59
株式会社横浜銀行	624,800	3.53
横須賀市	555,625	3.14
日本証券金融株式会社	187,000	1.05
株式会社SBI証券	143,000	0.80
松井証券株式会社	125,000	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
原田 一之	他の会社の出身者													
松尾 文明	他の会社の出身者							○	○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原田 一之	○	当社の株主(議決権比率4.65%・株式の名義は日本トラスティ・サービス信託銀行であるが議決権は留保)である京浜急行電鉄株式会社の代表取締役社長である。	京浜急行電鉄株式会社において培ってこられた、同社役員としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。 また、京浜急行電鉄株式会社と当社との間には、取引関係、相互就任、寄付行為は一切なく、一般株主との利益相反が生ずるおそれは

			ないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
松尾 文明		当社の大株主（議決権比率20.30%）である株式会社松尾工務店の代表取締役社長である。	株式会社松尾工務店において培ってこられた、同社役員としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	7名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は監査役会に出席するとともに、監査役とは密接な連携を取っており、常勤監査役は会計監査に際し、会計監査人より報告及び適切な助言を受けております。また、当社は専従の内部監査スタッフは配置しておりませんが、総務部が監査役会の事務局を担当し、緊密に連絡を取り合っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
本田 顕治	他の会社の出身者										△				
工藤 昌俊	他の会社の出身者									○	○				

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本田 顯治		当社の筆頭大株主（議決権比率24.05%）である株式会社東京ドームの常務取締役執行役員に就任していたが、平成28年4月27日をもって退任しております。	監査役会における外部からの経営監視機能強化を図り、公正・客観的な立場からの監査実施を目的としております。
工藤 昌俊		当社の大株主（議決権比率20.30%）である株式会社松尾工務店の常務取締役である。	監査役会における外部からの経営監視機能強化を図り、公正・客観的な立場からの監査実施を目的としております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

最近の決算状況下においては、インセンティブ付与の検討は難しいため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

・取締役を支払った報酬の総額は、有価証券報告書に記載することにより公衆縦覧に供しております。
・前期において支払った報酬等の総額は、取締役5名に対し32,130千円（平成27年6月26日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名分の在任中の報酬額を含む・内社外取締役3名に対し4,050千円）であります。尚、取締役の報酬限度額は平成3年6月27日開催の定時株主総会決議により、年額130百万円以内となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

- ・社外役員の専従スタッフは配置していませんが、総務部が取締役会及び監査役会の事務局を担当し、緊密に連絡を取り合っております。
- ・取締役会開催1ヶ月前には、社外役員に議題を記載した招集通知を送付し、また、重要な議題に関しては事前説明を実施しており、更に、議題の内容等の問い合わせに対しては、総務部長が速やかに対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・常勤取締役の職務執行状況の監視・監督機能の維持・向上を目的とし、取締役5名のうち2名の社外取締役を選任し、また、監査役会を構成する社外監査役2名を含む3名の監査役が、監査基準及び監査計画に基づき取締役の職務執行を監査する体制を確立しております。
- ・当社は迅速な業務執行のため、常勤取締役等で構成する常勤役員会を毎月1回以上開催しており、取締役会への付議事項については、事前に常勤役員会において審議・検討を重ねた上で取締役会に提出し、経営の全般的執行方針その他経営に関する重要事項につき協議する体制を確立しております。
- ・監査役監査については、常勤監査役が取締役会、常勤役員会には全て出席し、また、非常勤監査役も取締役会に出席するなど、取締役の職務執行を監視できる体制をとっております。
- ・当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、代表取締役社長を委員長とするリスク対策委員会を設置し、また、必要に応じて各種委員会を設置しております。
- ・常勤役員会において、総務部長を担当者としてコンプライアンスの徹底を図る体制を確立しております。
- ・コンプライアンスの観点から、法律上の判断が必要な場合には、顧問弁護士の助言を受ける体制を確立しております。
- ・当社は専従の内部監査スタッフは配置していませんが、各担当部長が他部門の重要書類等を閲覧し相互監査を行い、その結果を報告しております。
- ・会計監査については有限責任あずさ監査法人を選任し、会計監査人は監査役会と密接な連携をとっており、各四半期・期末の監査に加え、必要に応じて適切な助言を受けております。業務を執行している公認会計士の氏名は以下のとおりであります。
指定社員 業務執行社員 野島 透
指定社員 業務執行社員 柴田 叙男

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会が会計監査人はもとより取締役会とも連携し合い、経営・会計・業務監査を実施することにより、業務の適法性・妥当性・効率性の検証等を行い、問題点に対しては互いに具体的提案を行うことで、会社の内部統制が有効に機能することを目的とし、監査役設置会社形態を採用しており、また、常勤取締役の職務執行状況の監視・監督機能の維持・向上を目的として、社外取締役を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送につとめ、また、東証ウェブサイトへの発送前開示を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信他適時開示資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	事務連絡責任者 総務部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(基本的な考え方)

当社は業務の有効性と効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスの徹底を図ることが内部統制の基本であると考えております。

(整備状況)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の法令、定款及び社内規程遵守のため、コンプライアンス教育の充実を図り、コンプライアンス体制の確立と維持・向上に努めることとする。
- ・取締役会は、経営に関する重要事項を決定するとともに、他の取締役の職務執行について、相互に監視・監督することとする。
- ・複数の社外取締役を継続して選任することにより、常勤取締役の職務執行状況の監視・監督機能の維持・向上を図るものとする。
- ・監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め監査基準及び監査計画に基づき取締役の職務執行を監査することとする。
- ・使用人が、法令違反の疑義ある行為等を発見したときは、内部者通報制度運用規程に基づき、直接社内に設置した窓口に通報・相談し、通報者には不利益が生じない体制を整備することとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報は文書に記録し、法令等に基づき、総務部において保存及び管理することとする。
- ・必要に応じ、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な体制を整備することとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理に関する総括責任者を代表取締役社長とし、各部門長とともに、リスク管理規程に基づき各部門に関するリスクを体系的に管理することとする。
- ・各部門においては、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、関連規程等に基づきリスク管理体制の整備を図ることとする。
- ・当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、代表取締役社長を委員長とするリスク対策委員会を設置し、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備することとする。
- ・グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合には、グループ各社の取締役及び監査役は速やかに当社へ報告するものとし、当社はリスク管理規程に基づき、発生したリスクによる損失を最小限に止めるとともに、再発防止に努め、企業価値を保全する体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営と職務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、取締役会は経営戦略の創出及び職務執行の監督という本来の機能に特化し、常勤取締役は、自己の職務を執行することとする。
- ・取締役会の職務執行の効率性を高めるため、常勤取締役及び各部門長で構成する常勤役員会を毎月1回以上開催し、また、同構成による役員会を随時開催することとし、経営の全般的執行方針その他経営に関する重要事項について協議することとする。
- ・各部門においては、組織及び業務分掌規程並びに事務決裁規程に基づき、効率的な職務の執行を行うこととする。

5. 当社及びグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・必要に応じて、当社取締役及び監査役並びに使用人を、グループ各社へ取締役及び監査役として派遣し、取締役はグループ各社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役はグループ各社の職務執行状況を監査することとする。
- ・グループ各社の責任者は、毎月1回常勤役員会において各社の現状を報告するとともに、課題等について協議し、また、当社の社長が取締役会において、現状及びその協議の結果等を報告することとする。
- ・グループ各社の要請に基づき、総務部・経理部等の関係部門はその専門的職務につき支援を行い、指導・育成することにより、その業務の適正を確保するための体制を確保するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- ・監査役は、その職務を補助すべき使用人を必要とした場合は、監査役会事務局等の所属社員に対し、監査業務に必要な事項を指示することができるものとする。
- ・監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、その指示に関して、取締役及び所属部署責任者等の指揮命令は受けないものとする。
- ・監査役より監査業務に必要な指示を受けた社員は、監査役の職務の補助を優先し、兼務する部署の責任者等は必要な支援を行うこととする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は監査役に対し、法定の事項に加え、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し報告を求めることができることとする。
- ・グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人は、当社の監査役に対し、グループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項等について、速やかに報告するものとする。また、前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、グループ各社の取締役及び監査役並びに使用人に対し報告を求めることができることとする。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないことを周知徹底することとする。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方

針に関する事項

・監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないとい認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

10. その他の監査役の監査が実行的に行われることを確保するための体制

・監査役は、取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会・常勤役員会の他重要な諸会議に出席し、また、業務執行に関する重要な文書等を閲覧するとともに、必要に応じてその説明を求めることができることとする。
・監査役は、会計監査人から監査内容についての説明を受けるとともに、意見及び情報交換に努め、会計監査人と連携して監査の実効性を確保するものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対し毅然とした態度で臨むとともに、これらと係わりのある企業等とはいかなる取引も行わないこととし、その旨をグループ役員全員に周知しております。

・不当要求が発生した場合の対応統括部署を総務部とし、警察及び顧問弁護士等とも連携を取り合い、グループ全体として速やかに対処する体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示担当部署

適時開示については、総務部及び経理部において担当するとともに、総務部長を情報取扱責任者として情報の一元管理を行っております。

2. 適時開示に係る社内体制

- ・適時開示が必要と考えられる各種情報については、総務部にて検討のうえ取締役会に付議し、承認後速やかに情報開示を行っております。
- ・決算発表等の年間開示スケジュールによる開示事項については、経理部長を開示資料作成責任者とし、取締役会の承認後速やかに情報開示を行うこととしておりますが、業績予想の修正等、判明した事実を速やかに開示する必要がある場合には、常勤役員会の承認をもって情報開示を行い、後日取締役会への報告を行っております。また、決算短信の作成にあたっては、監査法人の指導を受けております。
- ・常勤監査役が常勤役員会には必ず出席し、会社情報の開示内容、時期についてその都度監査を実施しております。
- ・総務部長がグループ各社の情報を収集し、適時開示の検討が必要な事項については常勤役員会への提案を行い、情報開示の漏れがないように努めております。
- ・役員及び業務上重要事実を知り得る社員への内部情報管理を徹底させ、重要情報の漏洩を未然に防ぐシステムを構築しております。
- ・情報開示資料は開示後速やかにホームページに掲載し、積極的な企業情報の開示に取り組み、経営の透明性向上に努めております。

